

結婚し新生活を送る方へ！ 住宅や引越しの費用を助成します。



～泉崎村結婚新生活支援事業補助金～

補助対象世帯 一次の要件をすべて満たす世帯ですー

- ① 令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦。
- ② 申請日時点における直近の所得証明書をもとに、夫婦の所得を合算した金額が500万円未満である世帯。ただし、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合は、所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額。
- ③ 対象となる住宅が泉崎村内にあること。
- ④ 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- ⑤ 申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること。
- ⑥ 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。（個人負担部分のみ対象）
- ⑦ 村税等の滞納がないこと。
- ⑧ 過去にこの制度に基づく補助を受けていないこと。
- ⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

補助額（上限額）

30万円

60万円

※夫婦共に29歳以下の世帯

対象経費

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに支払いをした次の費用です。

【住居費】住宅の購入費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料等

【引越費用】引越業者や運送業者への支払い

申請期間

令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで

申請場所

泉崎村保健福祉課（保健福祉センター内）

泉崎村大字泉崎字山ヶ入 101 電話 54-1333

申請フローや申請書類は裏面をご覧ください。

申請フロー ・ 申請書類

